

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月17日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第41号

野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

野田市国民健康保険条例（昭和43年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る野田市国民健康保険条例第6条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。